## ○国土交通省告示第千百十六号

き、 租 玉 税 土 特 交 別 通 措 大 置 臣 法 が 施 財 行 務 令 大 臣 昭 لح 和 協  $\equiv$ + = 議 L 年 て 定 政  $\otimes$ 令 る 第 事 兀 項 十三号) を 次  $\mathcal{O}$ ょ 第 う 兀 に +  $\equiv$ 定 8) 条 た  $\mathcal{O}$ 三  $\mathcal{O}$ で、 第 六 項 同 第 条 第 兀 + 号 項  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 規 定 規 定 に 12 基 基 づ

平成二十九年十一月三十日

き告

示

す

## 国土交通大臣 石井 啓一

項  $\equiv$ 十 二 特 共 お B 12 定 項 同 1 年 む 規 7 共 事 に 定 同 規 業 法 を 同 定 者 律 得 す 事 業 第二 る す を な る 事 法 1 1 十六 う。 事 業 か 小 契 由 5 平 規 号。 が 約 事 成 模 次 号 存 業 特 六 を 契 例 及 以 す 1 年 下 び る う。 約 法 事 律 第 場 業 合 租 法 次 第 者 三 号 を 号 七 を 税 とい 除 に に 特 + 1 う。 七 き、 别 お お う。 号) 1 措 1 次 小 7 置 7 第 号 同 法 同 規 二条 及 じ。 模 じ。 第 施 び 八 不 行  $\smile$  $\smile$ 十三 第 第 令 動 十二  $\equiv$ 又 産 上 号 以 は 条 特  $\bigcirc$ 項 の 三 定 権 下 12 小 に 共 規 利 お 令」 第三 規 模 同 及 1 定 び 7 事 特 لح す 項 業 義 例 同 る じ。 務 12 者 7 事 う。 事 業 規 を 業 者 定 取 租 得 す 参 税 が 第 法 る 特 事 L 加 匹 者 小 な 業 第 别 十三 1 を 参 八 規 措 十三 模 1 加 置 条 う。 者 不 法  $\mathcal{O}$ 条 動 一不  $\equiv$ 昭 次  $\mathcal{O}$ 産 三 第 号 特 和 動 第 定 六 12 産 三

ること。

三 次 に 掲 げ る 者 カン 5  $\mathcal{O}$ 出 資 額  $\mathcal{O}$ 合 計 が 小 規 模 不 動 産 特 定 共 同 事 業 者 又 は 小 規 模 特 例 事 業 者  $\mathcal{O}$ 出 資 総

額の二分の一を超えないこと。

1 対 象 不 動 産 令 第 兀 十三 条 の 三 第六 項 第 号 に 規 定 す る 対 象 不 動 産 を 1 う。 以 下 ک ک  $\mathcal{O}$ 号 に お 1

て同じ。)の譲渡人

口 対 象 不 動 産  $\mathcal{O}$ 譲 渡 人 が 法 人  $\mathcal{O}$ 場 合 に あ 0 て は、 そ  $\mathcal{O}$ 関 係 会 社 財 務 諸 表 等  $\mathcal{O}$ 用 語 様 式 及 び 作

成 方 法 に 関 す る 規 則 昭 和  $\equiv$ + 八 年 大 蔵 省 令 第 五 + 九 号) 第 八 条 第 八 項 に 規 定 す る 関 係 会 社 を 1

う。ニにおいて同じ。)

ハ 対 象 不 動 産  $\mathcal{O}$ 譲 渡 人 が 個 人  $\mathcal{O}$ 場合にあ 0 ては、 そ  $\mathcal{O}$ 特 別 関係 者 (令第 兀 十 · 条 0) 八 第 + 項 に

定する特別の関係がある者をいう。)

二 小 規 模 不 動 産 特 定 共 同 事 業 者 又 は 小 規 模 特 例 事 業 者  $\mathcal{O}$ 関 係 会 社

附則

 $\mathcal{O}$ 告 示 は 不 動 産 特 定 共 同 事 業 法  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 法 律 平 成二 + 九 年 法 律 第 兀 + 六 号)  $\mathcal{O}$ 施 行

 $\mathcal{O}$ 日 平 成 <u>一</u> 十 九 年 + <u>-</u> 月 日 か 5 施 行 す る。

附 則 (令和五年国土交通省告示第四百九号)

規